

令和8年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助のお知らせ

令和8年5月
芽室町教育委員会

町では、お子さんが安心して勉強できるように、私立高等学校に在学しているお子さんをお持ちの町内在住の保護者の方へ、授業料の一部補助を行っております。



1 補助を受けられる方

経済的理由等から授業料の支払いにお困りの方で、次の計算式で算出した額が154,500円未満の世帯です。

【計算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額
※ ただし、芽室町町税等に滞納金がある場合は、補助が受けられませんので御了承ください。

2 補助を受けるための手続き

前年度に引き続き補助を希望される方も、毎年申請が必要です。

●申請受付期間

令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

●申請方法

(1) オンライン申請フォームによる申請

<https://logoform.jp/f/I6X2G> 又は右下の QR コードから申請フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

令和6年度からオンライン申請フォームによる受付を開始しました。
いつでも・どこでも手続きが可能なオンライン申請をご活用ください。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 郵送又は持参による申請

次のものに必要事項を記入の上、郵送又は持参により提出してください。

- ア 令和8年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金交付申請書
- イ 補助金振込先口座情報が確認できるもの（写し）

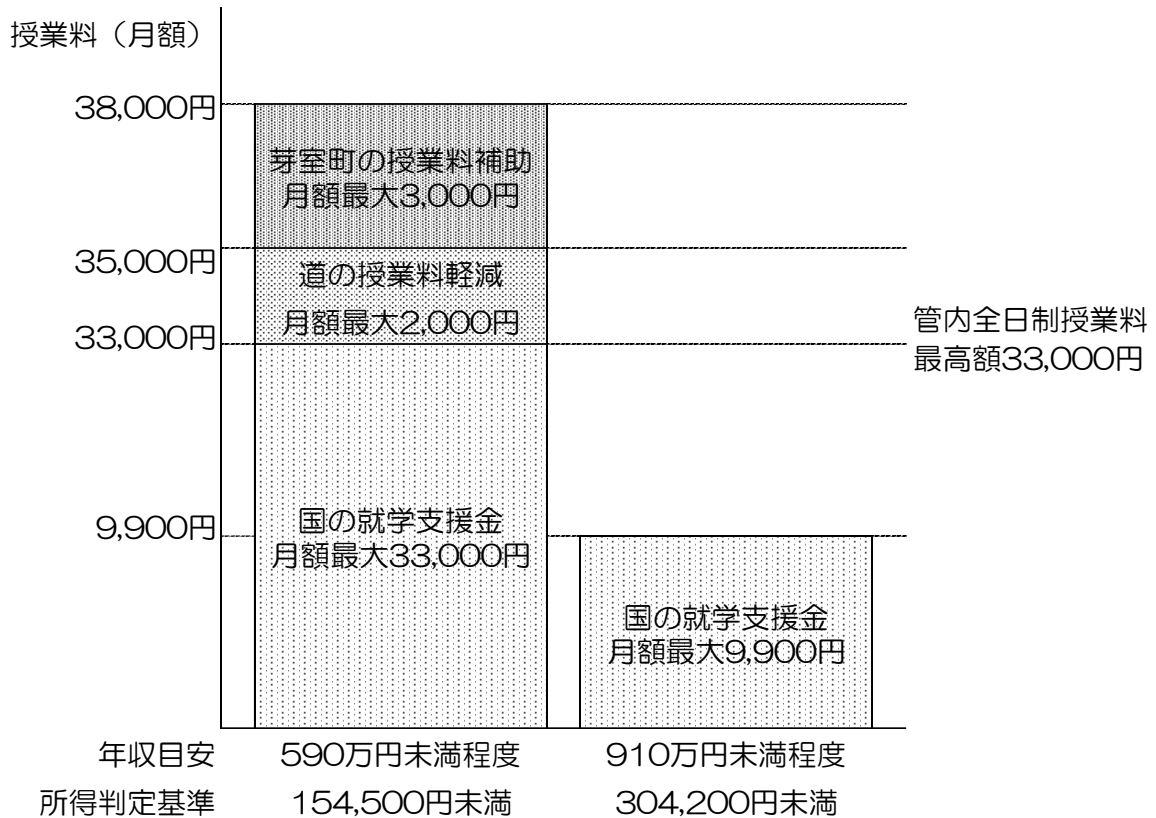
3 受けられる補助の内容

生徒1人につき、授業料の自己負担額に応じて月額3,000円以内。

※ 国の就学支援金、北海道の私立高等学校授業料軽減補助金額及びその他これらに類するものにより、授業料の自己負担額がゼロの場合は、補助対象であっても補助金の交付はありません。

※ 授業料のみを対象とし、施設整備費などは対象外です。

芽室町私立高等学校生徒授業料補助



※ 所得判定基準（算定基準額）＝市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額
上記の計算式から算出した額が154,500円未満の世帯 月額3,000円以内

4 その他

判定の結果については、国の就学支援金、北海道の私立高等学校授業料軽減補助金額が決定し授業料が確定され次第、町で判定し保護者の方に郵送でお知らせします。

補助の対象となる方には、1年分の補助金額を一括で支給する予定です。

その他ご不明な点等がありましたら、教育推進係までお問い合わせください。

申請書提出先・問い合わせ先

芽室町東2条2丁目14（芽室町役場2階）

芽室町教育委員会教育推進課教育推進係 電話 62-9729（直通）

受付時間 8:45～17:30（祝日を除く月曜～金曜）